



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

481 私立学校振興助成法第14条第2項の規定による公認会計士又は監査法人の監査に係る監査事項の指定	(文化学術課)..... 1
482 私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類	( " )..... 1
483 道路の区域変更	(道路保全課)..... 2
484 道路の供用開始	( " )..... 2
485 "	( " )..... 2
486 道路の位置の指定	(都市政策課)..... 3
487 "	( " )..... 3

### ○ 公安委員会告示

34 遊泳区域の指定	..... 3
------------	---------

### ○ 公告

軽油引取税免税証の無効	(税務課)..... 4
-------------	--------------

## 告 示

### 和歌山県告示第481号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人（同法附則第2条第2項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第2条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含む。）が作成する計算書類及びその附属明細書についての公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査に係る監査事項について次のとおり指定し、令和7年度の監査から適用する。

なお、平成28年和歌山県告示第59号（私立学校振興助成法に基づく学校法人が知事に届け出る監査報告書に係る監査事項の指定）は、廃止する。ただし、令和6年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書については、なお従前の例による。

令和7年6月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書が作成されているかどうか。

### 和歌山県告示第482号

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和7年度に係る書類の提出から適用する。

令和7年6月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士

を含む。)又は監査法人の監査報告

#### 和歌山県告示第483号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月17日

和歌山県知事 宮崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字平原字東垣内67番1地先から同町大字平原字西垣内32番3地先まで	旧	4.06 } 24.78	349.53	
同上	新	17.09 } 61.52	332.51	

#### 和歌山県告示第484号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月17日

和歌山県知事 宮崎 泉

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市上芳養字長井4番1地先から同市上芳養字西福298番1地先まで

供用開始の期日 令和7年6月17日

#### 和歌山県告示第485号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年6月17日

和歌山県知事 宮崎 泉

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市上芳養字西福343番1地先から同市上芳養字西福359番1地先まで

供用開始の期日 令和7年6月17日

## 和歌山県告示第486号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
令和7年6月17日

和歌山県知事 宮崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3685	田辺市上秋津字岡代1584番11の一部、1608番9の一部、1608番10の一部	田辺市上秋津1582番地 株式会社タマイ 代表取締役 玉井公康	令和 7.6.3	5.00	50.50

## 和歌山県告示第487号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
令和7年6月17日

和歌山県知事 宮崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3696	海南市且来字北塚155番の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林裕介	令和 7.6.3	6.00	41.95

## 公安委員会告示

## 和歌山県公安委員会告示第34号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和7年6月17日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

海水浴場の名称	所 在 地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
田辺扇ヶ浜海水浴場	田辺市扇ヶ浜	田辺市扇ヶ浜地先の海域で、「田辺扇ヶ浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和7年7月1日から同年8月31日まで
三輪崎海水浴場	新宮市三輪崎	新宮市三輪崎地先の海域で、「三輪崎海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和7年7月16日から同年8月24日まで
玉の浦海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和7年7月19日から同年8月24日まで
那智海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上

## 公 告

## 公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、令和7年3月31日以降無効とする。

令和7年6月17日

和歌山県知事 宮 崎 泉

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 間	交付した県税事務所	紛 失 年 月 日
1000リットル券	漁船	和歌山県 8380387	1枚	令和7年2月20日から 令和7年5月19日まで	紀南県税事務所	令和7年3月31日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。